

日火連短信

令和3年3月11日第165号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

経済産業省より、1都3県における緊急事態宣言の延長に関し下記の周知依頼がありました。
会員各位への周知をお願い致します。

日本火薬銃砲商組合連合会 見上会長殿

大変お世話になっております。

経済産業省 鉱山・火薬類監理官付の中村です。

平素は、新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力頂きまして誠にありがとうございます。
令和3年3月5日に新型コロナウイルス政府対策本部において、3月21日までの緊急事態措置の延長が決定されました(別添1)。

これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(別添2)が変更されましたのでお知らせいたします。

今後、特定都道府県における催物開催及び施設の使用制限等については、別添3をご参照頂き、引き続き適正な運用にご協力お願いいたします。

《添付資料》

別添1:新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長

別添2:新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年3月5日変更)

別添3:緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

《参考資料》

令和3年2月4日付け事務連絡:緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf

令和2年9月11日付け事務連絡:11月末までの催物の開催制限等について

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

令和3年2月26日付け事務連絡:基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf

令和2年11月12日付け事務連絡:来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf

経済産業省 産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付
企画調整係 中村 竜也

E-mail: nakamura-tatsuya@meti.go.jp<<mailto:nakamura-tatsuya@meti.go.jp>>

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

Tel 03-3501-1870 Fax 03-3501-6565

03-3501-1512 (電話案内の後 18-32225)